

常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務委託プロポーザル審査委員会の設置
及び運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計に伴う業者選定において、プロポーザル方式により提出された事業提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査を行うため、常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審査委員会は、委員10名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体等の役職員
- （3）市民の代表者
- （4）市職員

（委員長及び副委員長）

第3条 審査委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

（審査委員会の職務）

第5条 審査委員会の職務は、次に掲げる事項とする。

- （1）審査基準に関する事項
- （2）参加者及び事業提案書の審査に関する事項
- （3）最優秀案及び次点案を提出した者の選定に関する事項

2 審査委員会は、最優秀案、次点案事業者の選定及びプロポーザルの審査に関し、必要があると認める場合には、プロポーザル提出者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

（秘密の保持）

第6条 委員及び関係職員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 この審査委員会の庶務は、建設部駅周辺整備推進課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和5年1月16日から施行する。

2 この告示は、常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計プロポーザル審査委員会の審査の終了をもって、その効力を失う。